

# 市県民税の申告 申告はもれなく、正確に

今年是可以る限り郵送での申告にご協力を

問 市民税課 (0798・35・3267) (HP) 53299702

申告内容を確実に市県民税の計算に反映させるために、漏れなく正しい申告をお願いします。申告書の様式や記入方法などについて詳しくは、市のホームページをご覧ください。

市県民税の申告期限は3月15日です。その後も申告はできますが、市県民税や各種保険料等の算定、課税(所得)証明の発行時期等が遅れる場合があります。郵送の場合は、市民税課(〒662-8567六湛寺町10-3)へ。

## ■ 申告に必要なもの

- 市県民税申告書(市から事前送付されている人)
- 印鑑 ■源泉徴収票など収入の分かるもの
- 本人確認書類(以下のいずれか。郵送の場合は写し)
  - ・マイナンバーカード
  - ・マイナンバーが確認できる通知カード等と運転免許証や旅券等
- 各種控除を受ける人は、生命保険料や国民年金保険料等の控除証明書、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書等、配偶者の所得が分かるもの、障害者手帳などが必要

## ■ 市県民税の申告会場

会場	開設期間(土・日曜、祝・休日を除く)	受付時間
市役所本庁舎2階	2月10日(水)～3月15日(月)	9:00～17:30
瓦木公民館 別館 (注)瓦木支所ではありません	2月15日(月)・16日(火)	9:30～11:30
甲東支所	2月18日(木)・19日(金)	13:00～16:30
鳴尾支所	2月24日(水)～26日(金)	
山口支所	3月2日(火)・3日(水)	9:45～11:30
塩瀬支所	3月5日(金)・8日(月)	13:00～16:30

※各申告会場での申告受付初日の午前中は大変混み合います  
※山口・塩瀬支所では、上記受付日時以外でも申告書を預かることができます

## || 令和3(2021)年度からの主な改正点 ||

主な改正について詳しくは、市のホームページでご確認ください。  
(HP) 40314460



- ▶ 医療費控除・セルフメディケーション税制の申告は“明細書”の添付が必須  
明細書義務化の経過措置が終了したため、令和3年度分以降は、従来の領収書の添付や提示では医療費控除等の受付はできません
- ▶ 給与所得控除・公的年金等控除の一律10万円引き下げ 基礎控除の10万円引き上げ  
非課税基準額や扶養親族の適用基準額が10万円引き上げられます
- ▶ ひとり親控除の創設、寡婦(夫)控除の見直し  
同一生計の子を有する単身者に「ひとり親控除(控除額30万円)」を適用(要件あり)。寡婦控除は一部見直し、特別寡婦・寡夫控除は廃止
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例
  - ・新型コロナにより中止等となったイベントのチケットの払い戻しを受けない人の寄附金税額控除
  - ・「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」への寄附  
※これらは、兵庫県および西宮市の条例で指定する寄附金です

## || 特に注意してほしい申告の種類 ||

記載漏れや誤りが多い項目です。詳しくは、市のホームページでご確認ください。  
(HP) 43368523



- ▶ ふるさと納税などの寄附金税額控除の申告  
ふるさと納税、県共同募金会・日本赤十字社兵庫県支部への寄附金がある場合や、市・県の条例で指定した法人等への寄附がある場合
- ▶ 同一生計配偶者、16歳未満の扶養親族の申告  
所得控除対象外の配偶者や16歳未満の扶養家族でも、要件を満たせば、扶養親族として申告することができます
- ▶ 源泉徴収票の添付省略時の注意 申告書の第二表部分  
確定申告で源泉徴収票を添付せず、所得控除の内訳の記入も省略すると、市県民税の税額算定が正しく行えない可能性があります
- ▶ 特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告  
あらかじめ市県民税を特別徴収され、申告義務の無いこれらの内容を市県民税に反映させたい場合は、市県民税の納税通知書が送達される日までに申告を  
※譲渡損失の損益通算、繰越控除を適用したい場合、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する場合も同様

# 所得税などの申告書作成会場

申告書作成会場は下記のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場には、当日配布される「入場整理券」が必要です。  
※入場整理券の配布状況により、早めに受付を終了する場合があります

問 西宮税務署 (0798・34・3930)

## ● 西宮税務署

【開設期間】 2月16日(火)～3月15日(月)の  
9:00～16:00(土・日曜、祝・休日を除く)

西宮税務署の 2月21日(日)・28日(日)の  
休日申告相談 9:00～16:00

※芦屋税務署との合同開催のため、大変混雑することが予想されます

### LINEで入場整理券を事前発行できます

西宮税務署会場のみ、国税庁のLINE公式アカウントから入場整理券の事前発行ができます(発行は来場希望日の10日前から)。国税庁を友だち追加し、トーク画面のメニュー“相談を申し込む”から手続きを



## ● 西宮税務署以外の会場 ※土・日曜、祝・休日を除く

◆アピアホール(阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階)	◆西宮商工会館(櫛塚町2-20)
【期間】 2月19日(金)まで	【期間】 2月10日(水)～3月15日(月)
【相談受付時間】 9:15～15:30	【相談受付時間】 9:00～16:00
【対象】 年金受給者、給与所得者、事業所得者など(土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、贈与税および相続税の申告を除く)	【対象】 年金受給者、給与所得者の医療費控除など(住宅借入金等特別控除の申告を除く)の還付申告者のみ(土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、贈与税および相続税の申告を除く)

## 市税は納期限内に納めましょう

納期限が過ぎた納付書は、延滞金が加算されている場合があるため、使用できません。やむを得ない事情で、納期限までの納付が困難なときは、早急に納税課に相談してください。納税相談について詳しくは、市のホームページをご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難な人には、徴収猶予の制度があります

問 納税課 (0798・35・3238) (HP) 63215818

## 市税の納付には便利な口座振替等のご利用を

口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関等へ行く必要がなく、納め忘れもないため便利です。口座振替の申込は、金融機関の窓口や税務管理課(市役所本庁舎2階)、支所等で受け付けています。

他にも、クレジットカード(Yahoo!公金支払い)やスマホ決済(モバイルレジ、PayPay、LINE Pay)もご利用いただけます。

市税の納付について詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問 税務管理課 (0798・35・3234) (HP) 82062983